

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成21年8月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 土地改良事業を行った者の名称 | 土地改良事業の種類            | 地区名         | 工事完了年月日    |
|----------------|----------------------|-------------|------------|
| 丸亀市            | 非補助土地改良事業（区画整理事業）    | 円座谷地区       | 平成21年3月27日 |
| 〃              | 〃                    | 下土居地区       | 平成21年3月27日 |
| 〃              | 〃                    | 下新開地区（綾歌工区） | 平成21年1月13日 |
| 綾川町            | 基盤整備促進事業（区画整理事業）     | 遠郷地区        | 平成21年2月27日 |
| 〃              | 単独県費補助土地改良事業（区画整理事業） | 源内地区        | 平成21年1月30日 |
| 実光地区土地改良事業共同施行 | 非補助土地改良事業（区画整理事業）    | 実光地区        | 平成21年3月17日 |